

年金記録確認香川地方第三者委員会（第1回） 議事要旨

1 日 時 平成 19 年 7 月 17 日（火） 9 時 55 分から 11 時 45 分

2 場 所 四国行政評価支局 支局長室

3 出席者

（委員会）吉田委員長、大谷委員長代理、大前委員、間島委員、吉井委員
（四国行政評価支局）瀧上支局長、濱田評価監視部長、中村事務室長
（香川社会保険事務局）米田局長

4 主な議題

- (1) 瀧上支局長挨拶
- (2) 吉田委員長挨拶
- (3) 委員の自己紹介
- (4) 委員長代理の指名
- (5) 委員会の運営について
- (6) 委員会の所掌事務、権限等について
- (7) 社会保険庁における年金記録確認事務について
- (8) 基本方針について
- (9) その他

5 会議の経過

- (1) 瀧上支局長から、以下の趣旨の挨拶が行なわれた。

総務省では、6月11日の総理大臣の指示を受け、6月25日に中央第三者委員会を設置、7月10日には基本方針を決定したところ。

基本方針は、全国50箇所を設置された地方第三者委員会での判断が区々にならないよう、運営の統一性・公平性を確保するとともに、国民の権利を実現し、年金制度に対する信頼回復使命などを盛り込んだもの。

第三者委員会の果たす役割は極めて重要であり、国民の年金制度に対する信頼回復のためにも、国民の立場に立ったご審議をお願いしたい。

- (2) 中村事務室長から、委員互選により吉田委員が委員長に選出された旨の報告が行なわれた。

- (3) 吉田委員長から、以下の趣旨の挨拶が行なわれた。

委員長に選出され身の引き締まる思い。

年金記録確認問題は国民の身近な問題であり、関心も高い。年金受給者全員が、本来受け取るべき年金を間違いなく受け取れる事は当然のことであり、これを実現するために国民の視点にたち、公正な判断を下すことが我々に課せられた大きな課題と認識。

この委員会の使命を全うするよう努めたいので、御協力をお願いする。

- (4) 委員長から、大谷委員が委員長代理に指名された。

- (5) 事務室から、委員会の運営規則（案）について説明があり、原案どおり議決された。
その際、吉田委員長から、①本委員会が個人情報を取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこと、②委員会での配布資料は原則非公開とするが、差し支えなければ、委員長の判断で公開すること、③審議内容に関して、議事要旨を作成し公開すること、④委員会開催後、記者の求めに応じてブリーフィングを行なうこと、について発言があり、委員の了承を得た。
- (6) 事務室から、委員会の所掌事務、権限等について説明があった。
説明後、社会保険庁から転送される申立案件が第三者委員会に付議されるまでにどのような資料がそろえるのかとの質問に対し、事務室から、社会保険庁からの送付資料、事務室が独自に調査して収集した資料等に基づいて審議していただくこととなる旨説明された。
- (7) 香川社会保険事務局長から、年金記録確認事務手続きの概要について説明が行なわれた。
説明後、基礎年金番号に未統合の記録 5000 万件の中には、既に年金を受給しており、不利益を受けていない者のデータも含まれているのではないかととの質問に対し、香川社会保険事務局長から、有り得るとの説明があった。
- (8) 事務室から、「あっせんに当っての基本方針」について説明が行なわれた。
説明後、当委員会であっせん案を決定した事案については、先般、中央委員会が決定したあっせん案の公表の仕方に準じて行なうことなのかとの質問に対し、事務室から、現時点では公表方法内容等については決まっていない旨説明された。
- (9) 次回の委員会については、社会保険事務所からの申立事案の回付状況等を見て、改めて開催時期を連絡することになった。

〔 文責：委員会事務室
後日修正の可能性あり 〕